

総合博物館埋蔵文化財調査部門の組織（2017・2018年度）

1) 広島大学総合博物館規則

（趣旨）

第1条 この規則は、広島大学学則（平成16年4月1日規則第1号）第18条の規定に基づき、広島大学総合博物館（以下「総合博物館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 総合博物館は、広島大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、次に掲げる事項を行うことにより、研究、教育及び社会貢献の推進に資することを目的とする。

- (1) 本学に所蔵する学術標本資料の収集、調査、保存及び管理並びにその研究、展示及び情報発信に関すること。
- (2) 学芸員等の人材育成に関すること。
- (3) 本学構内の埋蔵文化財の発掘調査並びに調査資料の保存、管理及び公開に関すること。

（組織）

第3条 総合博物館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

2 総合博物館に、前項に掲げるもののほか、研究員又は客員研究員を置くことができる。

第4条 館長は、本学専任の教授をもって充てる。

- 2 館長は、学術室センター等推進部門（以下「推進部門」という。）の意見を聴いて、学長が任命する。
- 3 館長は、推進部門の助言により総合博物館の業務を掌理する。
- 4 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 館長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第5条 総合博物館の専任教員は、役員会の議を経て、学長が任命する。

第6条 研究員は、本学の教員をもって充てる。

2 研究員は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

3 客員研究員は、学外の研究者をもって充てる。

4 客員研究員は、推進部門の意見を聴いて、学長が委嘱する。

5 研究員及び客員研究員の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

6 研究員及び客員研究員の再任は、妨げない。

第7条 調査員は、本学の教員をもって充てる。

2 調査員は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

(部門)

第8条 総合博物館に、第2条の目的を達成するため、次の部門を置く。

(1) 展示情報・研究企画部門

(2) 埋蔵文化財調査部門

2 部門に、部門長を置く。

3 部門長は、本学専任の教員をもって充てる。

4 部門長は、館長の意見を聴いて、学長が任命する。

5 部門長の任期は、2年とする。ただし、館長の任期の終期を超えることはできない。

6 部門長の再任は、妨げない。

(サテライト館)

第9条 総合博物館に、総合博物館における展示の充実を目的として、サテライト館を置くことができる。

(運営委員会)

第10条 総合博物館に、広島大学総合博物館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第11条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 館長

(2) 部門長

(3) 総合博物館の専任教員

(4) 各研究科がそれぞれの教授又は准教授のうちから推薦する者1人

(5) 学長が必要と認めた者若干人

2 委員は、学長が任命する。

3 第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第4号及び第5号の委員の再任は、妨げない。

第12条 運営委員会は、総合博物館に関し次に掲げる事項を審議する。

(1) 管理運営の基本方針(教員人事・予算の原案作成等を含む。)に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) その他総合博物館の運営に関すること。

第12条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第13条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第14条 運営委員会は、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(運営支援)

第15条 総合博物館の運営支援は、財務・総務室施設企画グループの協力を得て、学術室学術推進グループにおいて行う。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、総合博物館が定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成28年度に任命又は移植される館長、研究員、客員研究員及び運営委員会委員の任期は、第4条第4項、第6条第5項及び第10条第6項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

3 広島大学総合地誌研究資料センター規則(平成16年4月1日規則第47号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月13日規則第36号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月11日規則第39号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第126号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第66号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月26日規則第83号)

1 この規則は、平成23年5月1日から施行する。

2 広島大学埋蔵文化財調査室要項(平成16年4月1日学長決裁)は、廃止する。

附 則(平成24年4月26日規則第69号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月28日規則第110号)

この規則は、平成27年7月28日から施行し、この規則による改正後の広島大学総合博物館は平成27年4月1日から適応する。

附 則(平成28年3月22日規則第27号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第128号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月17日規則第223号)

この規則は、平成28年10月17日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第90号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2) 広島大学総合博物館運営委員会埋蔵文化財調査専門委員会要項 (趣旨)

第1条 この要項は、広島大学総合博物館規則(平成18年3月31日規則第78号)第

14条の規定に基づき、広島大学総合博物館運営委員会埋蔵文化財調査専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 広島大学構内の埋蔵文化財の発掘調査・保存等に関し、専門的な見地から審議を行うため専門委員会を設置する。

（組織）

第3条 専門委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 総合博物館長
- (2) 総合博物館埋蔵文化財調査部門長
- (3) 総合博物館専任の教員のうちから総合博物館長が指名する者
- (4) 発掘調査に関連のある専門分野の教員 若干人
- (5) 副理事（財務企画担当）
- (6) 副理事（施設企画担当）

2 委員は、総合博物館長が任命する。

3 第1項第4号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第4号の委員の再任は妨げない。

（会議）

第4条 専門委員会に委員長を置き、総合博物館埋蔵文化財調査部門長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第5条 専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務）

第6条 専門委員会の事務は、学術室学術推進グループにおいて処理する。

（雑則）

第7条 この要項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

附 則

この要項は、平成23年7月29日から施行する。

3) 専門委員会委員

委員長

藤野次史（総合博物館教授） 2011年11月1日～

委員

浅野敏久（総合博物館館長） 2017年4月1日～

渡邊 誠（大学院総合科学研究科教授） 2017年4月1日～

本多博之（大学院文学研究科教授） 2015年4月1日～

野島 永（大学院文学研究科教授） 2015年4月1日～

熊原康博（大学院教育学研究科准教授） 2013年11月1日～

星野健一（大学院理学研究科准教授） 2011年11月1日～

小山大輔（財務 総務部長） 2017年4月1日～

松永鶴博（施設部長） 2017年4月1日～

4) 組織

部門長（併任）

藤野次史（総合博物館教授） 2011年7月1日～

調査部門員

藤野次史（総合博物館教授） 2011年7月1日～

石丸恵利子（総合博物館研究員） 2014年4月1日～

大近美穂（総合博物館教育研究補助職員） 2014年5月15日～2018年3月31日

梅本健治（総合博物館教育研究補助職員） 2018年5月1日～